

滝沢市

空き家対策

株式会社サイネックス

空き家を
相続しました

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ〜！ 🐾

空き家リポーター
「りのにゃ〜」



**ゴミの片付け
不用品買取**

リフォーム

- トイレ、水廻り 交換・修理
- 床の部分張り替え
- 電球交換・清掃

『空家』に関すること

照井商事 株式会社

〒020-0668 滝沢市鶴飼狐洞1-254

TEL 019-681-0158

FAX 019-601-2216

照井商事 株式会社



ご相談ください。

**解体工事
売却相談**

**草刈り・庭の剪定
木・枝の伐採**

もくじ | Contents |



- 「空き家」
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには … 6
- 空き家を所有
することになったら …… 7
- 空き家を管理
する場合には …… 8
- 空き家を管理
できない場合には …… 10
- 売却のこと …… 12
- 賃貸のこと …… 13
- 解体のこと …… 14
- 滝沢市の空き家に関する
補助金など …… 15
- 空き家バンク …… 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

滝沢市 空き家対策

令和6年7月発行

無断で複製、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

発行／制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 盛岡支店
〒020-0838 岩手県盛岡市津志田中央3-17-5
TEL.019-907-4843

※掲載している広告は、令和6年5月現在の情報です。

廣 告

特定建設業 ⊕ 丹内建設株式会社

—安全と安心を創る法面保護工事のプロ集団。—

滝沢市の地元企業として「道路維持工事」「河川維持工事」「除雪作業」等と
おして地域社会に必要とされる企業を目指し、これからも地域の皆様と
共に歩んでまいります。



丹内建設株式会社 本社

お気軽に
お問い合わせ
ください。

- 解体作業…古くて使えなくなった小屋など
- 伐木処理…倒木や木の根など
- 伐採作業…大きくなりすぎて倒れそうな木など
- 除雪作業…雪かきが困難な方など
- 舗装工事…自宅などの駐車場の舗装など
- 空中撮影…自宅や所有地などを上空から撮影したいなど

弊社ホームページはコチラから ▶▶

丹内建設

Click

検索

<https://www.tannai.jp/>

〒020-0735 岩手県滝沢市篠木黒畑56-1 電話：019-687-1605 メール：info@tannai.jp



「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、居住やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

🏠 どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「**滝沢市空家等対策計画**」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

空き家を放置すると危険がいっぱい //

隣地・道路への樹木の越境
通行の妨げ

屋根瓦や外壁の劣化やズレ
落下・飛散事故の恐れ

窓ガラスの破損や扉の損傷
不法侵入・不法滞在

土台や柱の腐食や亀裂
倒壊・崩落の危険

雑草の繁茂や落ち葉の飛散
害虫・害獣の繁殖

ごみや可燃物の放置・散乱
不法投棄・放火のリスク

空き家の管理責任は**所有者**にあるにや～!

う～ん 考えてもみなかったわ… 教えてくれてありがとう

広 告

プチリフォームも大規模リフォームも**“住まい”**に関することならお任せください！

業務内容

- 水まわり工事
- 断熱改修
- 外構工事
- 屋根塗装
- カーポート工事
- 外壁塗装
- 雪止め工事
- 内装工事

リフォーム工事



新築工事



解体工事



くらしを守る家づくり
株式会社 留場建設 TEL.019-688-1969

建設業許可 岩手県知事許可(般-1)第6721号 | 宅地建物取引業免許 岩手県知事許可(3)第2449号

滝沢市野沢 64-46



その他にも…



景観悪化や苦情

長期間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。
近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

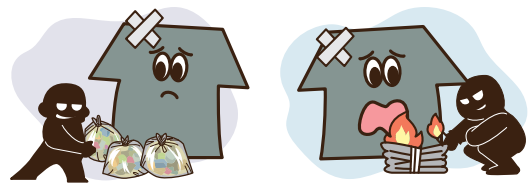


悪質な



犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。
また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつく、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう

老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広告



新築・リフォーム・解体・不動産

有限会社 田中建工

代表取締役 田中 光一

(事務所) 滝沢市葉の木沢山349-2
 TEL 019-688-2189
 FAX 019-613-4559



土地 建物 売買 賃貸 管理

滝沢ニュータウン付近の
 売り物件を特に探しております！



不動産のことなら HP LINE
 おまかせください!!

Takaken 高建不動産

TEL 019-687-1528 FAX 019-613-3631

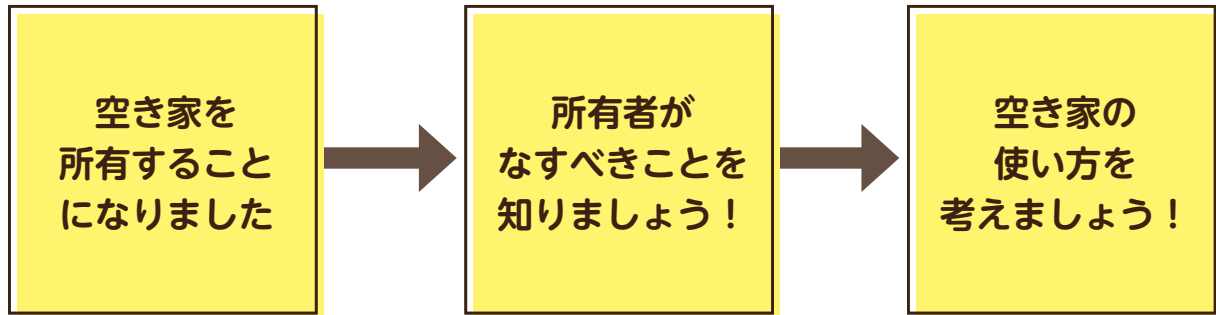
滝沢市鶴飼迫157-1 高建不動産 滝沢市 検索

空き家について考えてみましょう！



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



知らないことが多いわ！



**空き家の所有者には
管理責任があります！**

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。

空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

P2,3参照

**家財処分、相続、
税金等について
知りましょう！**

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

P7,11参照

広告

株式会社 **山本興業**
一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業

片付け作業で出た古本や玩具等の買取代行も致します！

遺品整理、生前整理、ゴミ屋敷と汚部屋、引越しの片付け作業とゴミの処分、ゴミに係わる事なら何でもご相談下さい！

企業ゴミの定期回収もお任せ下さい！

〈滝沢営業所〉〒020-0638 滝沢市土沢304番地7 **ゴミはおまかせ!**

TEL019-681-4618 営業時間/8時~17時
定休日/日曜日

アパート・貸家・管理・売買・仲介

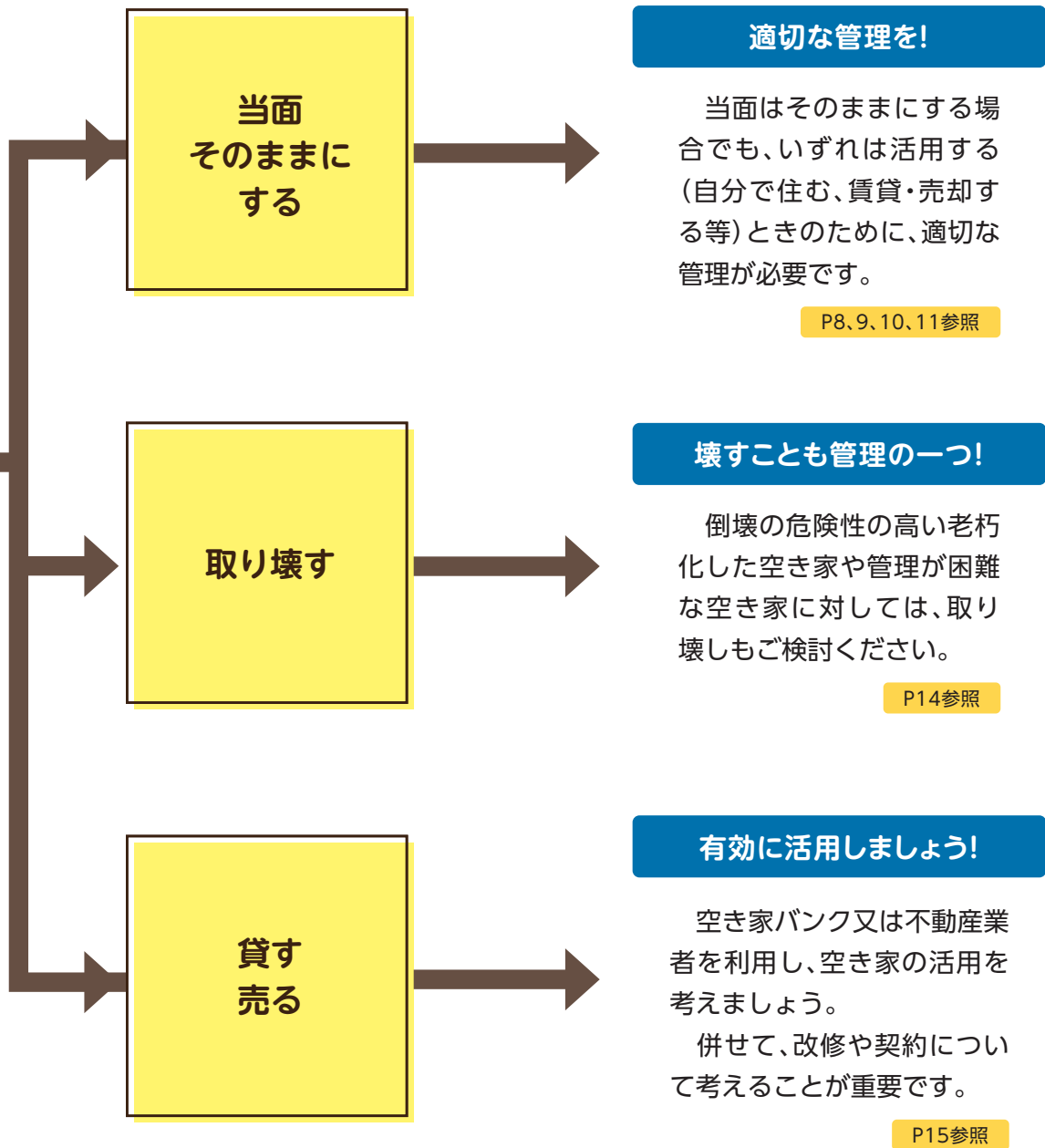
M's エムズ

滝沢市鶴飼向新田 7-324

TEL 019-684-2399
FAX 019-684-2390

エムズ 滝沢市 **検索**

HP



広 告

遺品整理、実家の片付け、終活etc 創業51年

食器棚に食器が入ったまま...など
引出し等の中も、そのままOK!

専用BOXでの貴重品管理

“面倒くさい”を代行します

見積無料

「片付ける時間がない」
その困ったを解決します!!

お心の整理の
お手伝い

滝沢市一般廃棄物収集運搬 許可番号 滝平セ指令第1521012号 / 産業廃棄物収集運搬 許可番号 00311000625
特別管理産業廃棄物収集運搬 許可番号 00350000625 / 古物商許可番号 岩手県公安委員会 第211010001275号

開運興業 KAIUN KOGYO
遺品整理士認定 第 IS 09222

〒020-0022 盛岡市大通3-9-19
TEL 019-651-5326
FAX 019-623-6985

URL <https://kaiunkogyo.com> Mail info@kaiunkogyo.com

空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

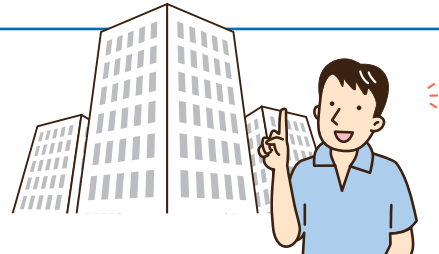


現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

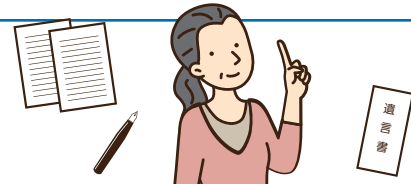
不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたい意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家の活用や適切な管理などは、市役所の都市政策課にご相談ください。相談内容に応じ、空き家バンクへの登録の説明や、各種団体をご案内します。

また、管理不全の空き家の相談内容は、多岐にわたることから、庁内の各課と連携し、対応します。このほか、岩手県が設置した空き家相談窓口を活用することもできます。詳しくは下記までお問い合わせください。

相談窓口

滝沢市 都市整備部都市政策課 TEL 019-656-6542 (直通)

空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①



必要な情報を収集しよう。

- ・固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- ・相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- ・空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③



申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②



相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④



法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

相続はどうなるの?(法定相続について)

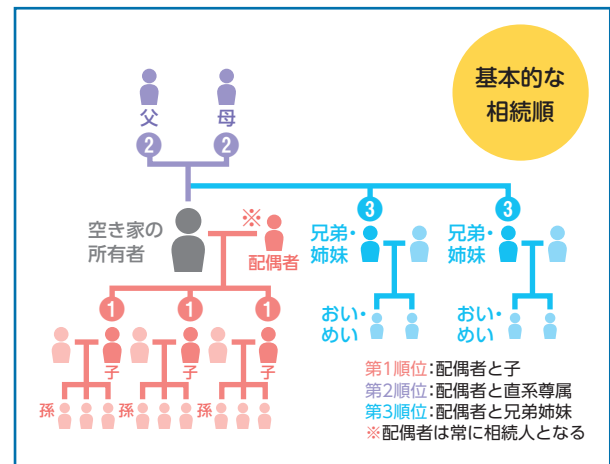
基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。

遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- ・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ・遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

一般廃棄物処理業(収集運搬)・産業廃棄物収集運搬

ゴミ処理のことなら何でもおまかせください!!

家庭のゴミ

商店のゴミ

引越ゴミ

会社のゴミ

粗大ゴミ

廃家電の収集

お気軽に
ご相談
ください

有限会社 工藤商事

滝沢市鵜飼先古川55-3

TEL 019-687-2051 FAX 019-681-2876

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。



空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いま しょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがいないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

広 告

責任施工・心のふれあいを大切に…。

■ 新築

■ リフォーム



建築土木設計施工

有限会社 遠藤建設

岩手県滝沢市鶴飼狐洞115-5

TEL 019-687-2657 FAX 019-687-2672

<http://www.endou-kensetsu.com/>



空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり

屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

軒裏

・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の
不具合、傾き、施錠の不具合)

バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

擁壁

・水抜き穴の詰まり
・ひび割れ
・目地の開き

塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)

室内ドア・障子

・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)

設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

広告

一般建築塗装 / 各種吹付工事 屋根、外壁、内装塗装など

塗装のことなら
おまかせください!!

岩手県塗装工業組合員 一般建築塗装・一級塗装技能士
MINE 有限会社 **ミネ塗装工業**

滝沢市葉の木沢山299-22

☎ 019-688-2225 FAX 019-688-1369



空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



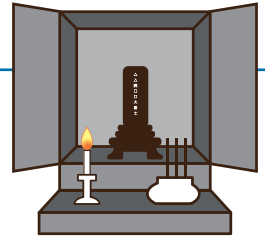
売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するののも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



広告

土地・建物の
査定・買取りなら
岩手都市開発

買取価格をご提案します!!
価格査定無料

現状の状態で買取ります!!
ズバリ価格

解体工事・
家財道具
処分不要!!

屋外庭木・
庭石撤去
不要!!

隣地立会
測量不要!!

秘密
厳守!!



創業46年 私達が責任を持って対応致します

不動産買取りの事はなんでもご相談ください

「土地・建物の権利証の紛失や空家のカギ紛失」
「差押、残債務が残っている」「相続未登記」
その他ご要望やお悩み事がありましたらご相談ください。
遠方の方でも対応致します。



ゆたかな街づくりをめざす
株式会社 岩手都市開発
TEL 019-662-7771

FAX 019-662-7772
盛岡市山岸四丁目9番1号
✉ fudousan@iwate-toshikaihatsu.jp



詳しくはWEBで検索 ▶ 岩手都市開発 検索

宅地建物取引業免許 岩手県知事(11)第1257号 (一社)岩手県宅地建物取引業協会会員 / 東北地区不動産公正取引協議会加盟事業者

売却・賃貸のヒント

● どの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

● 売却するのに費用負担が難しい場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

● 狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

● 空き家所有者が認知症の場合には？

成年後見制度の利用を検討してみても…

● 借地で空き家が売却できない場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

● 古くて貸せるか悩んでいる場合には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

● 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の都市整備部都市政策課です。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円(市街化区域は800万円)を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は都市整備部都市政策課です。

空き家に関する相談窓口 P6参照

売却のこと

メリットは? デメリットは? どう売くの~?


メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・まとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化により将来価格が下落するリスクの回避



デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます
(相談から賃貸までの流れのイメージ)

所有者



不動産業者



① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



⑤ 広告

販売活動を行います



② 物件調査

売却予定物件を調査します



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



賃貸のこと

メリットは? デメリットは? どう貸すの~?

🏠 メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



🏠 デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます
(相談から賃貸までの流れのイメージ)

所有者



不動産業者



建築士等



① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



② 物件調査 (リフォームする場合)

▶ リフォームを行わない場合は④へ

- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により
入居者と契約

⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を
管理するのか?
不動産業者をお願いする
のか? 相談してください

③ リフォーム

見積書を確認し建築士等に
リフォームの依頼



解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

🏠 メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が必要



🏠 デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

所有者

建築士等



① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します

③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡
衣類や家具などの移動や処分



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



⑧ 解体

工事完了
現地確認し、工事代金を支払います



⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います



解体した建物は、滅失登記をしましょう

広告

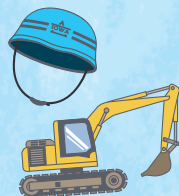
住宅 物置 など、大きいものから
店舗 施設 建物の 小さいものまで

解体のことなら
おまかせください!!



解体工事・産業廃棄物収集運搬業

株式会社 藤和興業



HP

☎ 019-687-5117



滝沢市鵜飼洞畑 92-8-A105 株式会社 藤和興業

検索



従業員募集中!!
まずはお気軽にご連絡ください

滝沢市の空き家に関する補助金など

🏠 空き家の所有者向け

● 空き家を売却・賃貸した場合： 滝沢市空き家バンク活用奨励金

空き家バンクに登録されている物件を市外からの移住者が利用する場合、奨励金として10万円を交付します。

▶ 注意点

- ・同一の空き家に対する交付は1回限りです。
- ・予算がなくなり次第受け付けを終了します。

● 危険な空き家の解体：滝沢市危険空家等除却工事補助金

管理不全で周辺に悪影響を及ぼしている居住用の空き家のうち、一定の要件を満たすものについて、除却・解体費用の一部を補助します。
※補助金を受けられる空き家かどうかについて、市が現地調査を行い判定します。

▶ 対象となる空き家：次の要件を全て満たすもの

- ① 倒壊や、部材の落下・飛散等の危険があり、周辺への悪影響があるなど、一定の基準に該当すること（市が現地調査で判断します）又は特定空家等であること
- ② 1年以上使用されていないこと
- ③ 個人が所有する空き家で、用途が専用住宅又は床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供される併用住宅

▶ 対象工事：次の要件を全て満たすもの

- ① 解体工事に関する建設業許可などを受けた業者が請け負う工事
- ② 空き家の全部を解体撤去する工事（基礎その他の地上構造物以外のものを残置する場合を含む）

▶ 対象者：空き家の所有者又は相続人

▶ 補助要件：次の要件を全て満たすこと

- ① 市町村民税又は特別区民税の滞納がないこと
- ② 対象空き家に共有者、複数の相続人がいる場合などは、全ての権利者から同意を得ていること
- ③ 当補助金を受けたことがない、かつ、補助金を受けた世帯員がないこと

▶ 補助額：対象工事費の5分の4以内、上限50万円

※家財道具の撤去、運搬、処分経費は対象外

▶ 注意点

- ・工事着手できる時期は、本申請の交付決定後となります。
- ・予算がなくなり次第受け付けを終了します。

🏠 空き家を購入・賃借する方向け

● 滝沢市空き家住宅支援事業補助金

滝沢市空き家バンクに登録されている物件を取得又は賃借する人で、一定の要件に該当する若者世代や岩手県外からの移住者に対し、取得又は改修に係る費用の一部を補助します。

▶ 対象者：次の要件の全てを満たす者

- ① 若者世代（申請する年度の4月1日時点で39歳以下の方）又は県外からの移住者であって、空き家を自らが居住することを目的として取得し、又は改修する者
- ② 取得し、又は改修する空き家に5年以上継続して居住する意思を有している者
- ③ 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者
- ④ この補助金を受けたことがない者
- ⑤ 取得し、又は改修する空き家の所有者と3親等以内の親族でない者

▶ 対象経費：空き家の取得又は改修に係る費用

▶ 補助額：

【空き家の取得】取得に係る経費の2分の1以内、上限30万円

【空き家の改修】改修に係る経費の2分の1以内、上限40万円

※18歳未満の子と同居する場合は20万円を加算（取得及び改修のいずれも実施する場合であっても加算する額は20万円）

▶ 注意点

- ・敷地造成、門、塀その他の外構工事費及び物置、車庫等の附属設備の修繕、設置等工事費は補助対象外です。
- ・予算がなくなり次第受け付けを終了します。

○各制度の詳細内容は、市ホームページをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。

お問合せ

都市整備部都市政策課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地

☎019-656-6542(直通) FAX019-684-2158

広告

「住まい」に関することならお任せください!

建築工事・土木工事・外構工事

 有限会社牛抱建設

滝沢市鶴飼迫 110-1 | TEL 019-687-2816 | FAX 019-684-1226

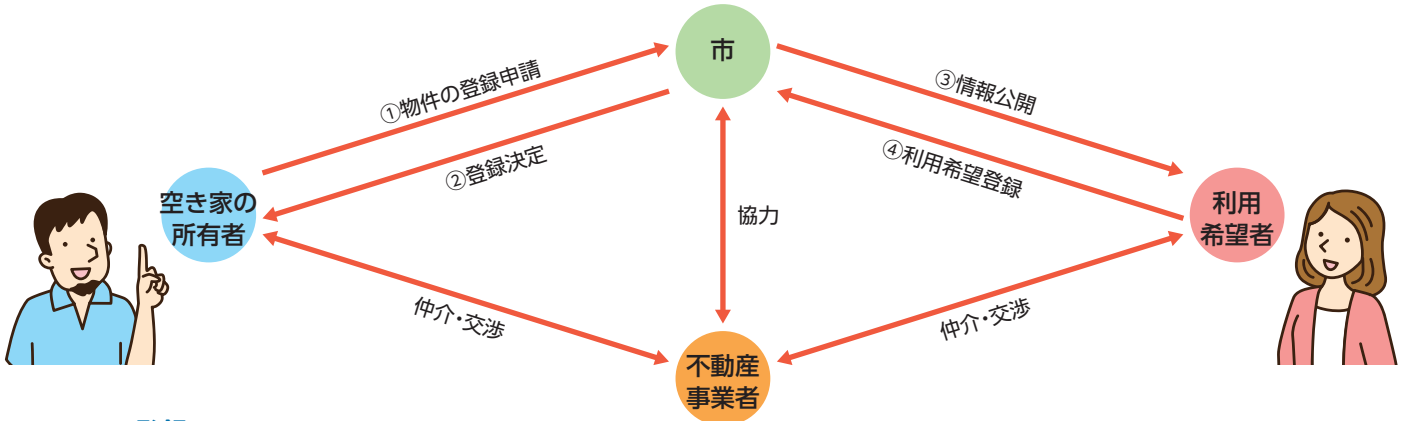
住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？



空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。

空き家バンクに登録した物件情報は、市のホームページなどに掲載しています。



登録について

- ・登録の際、申請書等の提出が必要です。
- ・登録費用はかかりませんが、市では登録物件の交渉及び仲介を行いませんので、物件の登録時に仲介役となる不動産業者の選定を推奨しております。そのため、物件の売買・賃貸借契約の成立時に、不動産事業者に対し仲介手数料の支払いが生じます。

お問合せ

都市整備部都市政策課 〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地
☎019-656-6542(直通) FAX 019-684-2158



空き家バンクに関連する制度(所有者向け)

空き家バンクに登録されている物件を市外からの移住者が利用する場合、滝沢市空き家バンク活用奨励金が受けられる場合があります。

奨励金の金額:10万円

※奨励金の交付は1回限りです。



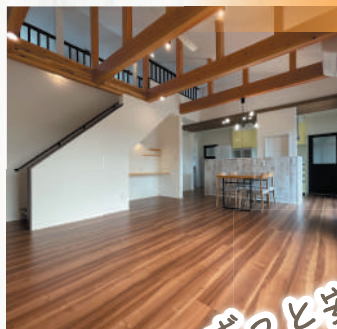
◀ 滝沢市空き家バンク

https://www.city.takizawa.iwate.jp/life/taki_kurasahi/toshikei/_12872.html

広告

総合建設業 新築住宅・リフォーム・解体からリノベーションのことなら

自社施工のウレタン断熱も承ります!!



ずっと安心・快適に
予算内で叶える住まいづくり

一愛が和む家一

アイワイホーム

有限会社いらい

TEL 019-686-2751

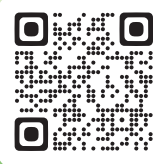
アイワイホーム

検索

滝沢市大釜高森 42-16 FAX 019-686-2265







私たちは、
未来ある子ども達を
応援します。



建造物のリサイクルで自然環境を創造する

株式会社工藤重機は、総合解体業、産業廃棄物収集運搬処理、リサイクル製品の販売を通じ、廃棄物の減量化やリサイクルにより、地球環境と資源を将来の世代に伝え、環境保全に配慮して行動し、環境型社会の発展に貢献します。

建物解体工事

産業廃棄物収集運搬・産業廃棄物中間処理
コンクリート・アスファルト再生砕石・木材チップ



株式会社 工藤重機

代表取締役 工藤 秀二

お気軽にご相談ください >>

TEL 019-680-2320

滝沢市上鶴飼110-2 FAX 019-680-2321